

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会

令和8年2月5日

1 リーガルチェックの結果について

(1) 刑事確定訴訟記録閲覧結果の取扱いについて 【資料】

2 その他

刑事確定訴訟記録閲覧結果の取扱いについて

弁 護 士 森岡誠

弁 護 士 黒田修平

第1 総論

刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）（以下「法」という。）6条は、「保管記録又は再審保存記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。」と定めるところ、貴委員会で作成した刑事確定訴訟記録（以下「刑事記録」という。）の閲覧記録（以下「閲覧メモ」という。）の取扱いについて、千代田区議会から、別紙記載の各事項の法的リスクの検証等の依頼があったため、当職らの法的見解を報告する。

なお、閲覧メモの取扱いのほか、別紙小枝委員(5)のとおり、「調査の客観性を確保するために関係者を調査チームから外す必要がある」との見解を前提に、関係者である副区長が参加した「千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」における調査の客観性について照会があった。

この点について、「調査の客観性を確保するために関係者を調査チームから外す必要がある」との見解については、異論をはさむ余地はないが、調査が客観的であるか否かは、「関係者」とされている者の当該事案への関与の程度や、調査・報告書作成の過程における当該関係者の関与の程度、事実認定の合理性などの観点から総合的に判断されるものであって、関係者が調査チームの構成員であったことのみで調査の客観性が否定されるものではないこともまた異論はないことであると思われる。

第2 確認事項に対する当職らの見解

1 閲覧メモが法6条の対象になるか（別紙小枝委員(1)、岩田委員(2)）

法6条は、「閲覧により知り得た事項」について義務を課すものであるから、閲覧した刑事記録を基に作成した閲覧メモは、当然法6条の対象になる。

2 公開の可否

(1)総論（別紙委員会確認(1)）

法6条の「みだりに用いて」とは、「正当な理由がないのに」の意味とされている（福島至編「コンメンタール刑事確定訴訟記録法」（現代人文社、1999年）144頁）。したがって、正当な理由なく閲覧メモを用いれば、法6条に違反するおそれがある。

そして、本件については、保管記録閲覧請求者である委員長は、刑事記録の閲覧にあたり、検察庁から「千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動以外の目的には使用しない。」「閲覧により知り得た事項を、新聞・雑誌・インターネットその他の媒体によって公開しない。」との不動文字が記載された誓約書への署名を求められ、これに応じた結果、閲覧が認められている。

そうすると、上記誓約内容（以下「本件誓約」という。）に違反して閲覧メモを用いることもできないと考える。

(2)委員会資料として公開することについて（別紙委員会確認(2)）

判例（最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁）が「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」と述べるとおり、刑事事件に係る情報はプライバシーとして慎重に扱われる必要がある。特に、刑事記録については犯罪事実そのものに限られず、被告人や関係者の身上経歴等の詳細な事実が記載されていることもあり、その取扱いについては慎重を期する必要がある。

そして、本件誓約を踏まえれば、本件で閲覧メモの利用が認められるのは、議会内部での検討に限られるものであり、公開により不特定多数の者に知り得る状態にすることには、正当な理由は認められず、「みだりに用いて…犯人の改善及び更正を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為」に当たり、本件誓約にも違反するものと考えられる。

なお、公益性が正当な理由として認められるかについては、後記(4)のとおり。

(3)議会等の公の場で発言することについて（別紙委員会確認(1)、小枝委員(2)、岩田委員(3)）

例えば、議会等の公の場で、閲覧メモをそのまま読み上げるようなことは、実質的に刑事記録を公開することになるから、上記(2)のとおり、正当な理由は認められず、法6条に違反すると考えられる。

他方、再発防止策を策定するために必要な範囲で、閲覧メモ記載の事実に言及することは、本件誓約において、「千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動」として使用することが前提となっていることも踏まえれば、「みだりに用いて」とはいえないと考えられる。

もっとも、どこまでが正当な理由があると認められる範囲の発言となるのかに

ついて、その場で判断することは容易ではない。

そこで、秘密会として委員会等を開いた上で（千代田区区議会委員会条例 16 条、地方自治法 115 条第 1 項ただし書）、「千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動」を超える発言については、議事録を非公開ないし議事録に掲載しない（千代田区区議会会議規則 123 条、千代田区区議会委員会条例 27 条）扱いとすることが考えられる。

なお、法 6 条違反とは別に、閲覧メモに記載されている事実を歪曲して発言することや個人のプライバシーに関する部分を必要性もないのに開示することは、公開の有無にかかわらず、名誉毀損やプライバシー侵害に当たる可能性がある。

(4) 公益性が閲覧メモの公開を正当化する事由になり得るか（別紙小枝委員(3)、岩田委員(4)）

本項の質問の趣旨は、上記(1)のとおり、法 6 条の「みだりに用いて」とは、「正当な理由がないのに」の意味とされていることから、公益性が「正当な理由」を基礎づけ、「みだりに用いて」の要件該当性を否定する事情になるかというものと考えられる。そして、「公益性」の具体的な内容としては、住民への説明責任を挙げられている。

これは、煎じ詰めれば公益性と個人の権利利益（本件ではプライバシー）の保護との調和をどのように図るかという問題であるが、例えば、行政機関の公表行為の適法性について判断を示した裁判例（大阪地判平成 24 年 10 月 12 日判時 2171 号 92 頁等）が、公表目的の正当性や公表の必要性・緊急性、公表内容の性質、公表方法・態様の相当性等を考慮して、違法性の有無を判断していることが参考になる。

上記の判断手法を参照して本件をみると、閲覧の対象となった刑事事件は、官製談合防止法違反等事件であり、当時現役であった職員や議員の関与の下、違法な行為がなされていたという点で、区民の重大な関心事であるから、住民の知る権利に奉仕する意味において、閲覧メモを公開する必要があるという考え方も十分理解できるところである。

もっとも、上記(2)のとおり、刑事記録に係る情報は関係者のプライバシーを保護するために特に慎重に取り扱われるべきものであり、そのことを考慮して、刑事確定訴訟記録法及びその実務運用により使用方法が極めて限定されている。したがって、「公開」というプライバシー侵害の程度の極めて高い使用方法が正当化されるためには、高度の必要性・緊急性が求められるものと考えられる。

本件における閲覧の目的は、千代田区議会における検討等であることからすれば、委員会等での刑事確定記録に基づく検討結果とその結果を前提とした再発防止策を公開すれば十分であり、閲覧メモそのものを公開する必要性が高いとは言

い難い。

また、刑事確定記録については、刑事確定訴訟記録法により、請求があった場合に、閲覧させるか否かの判断を検察官に委ねており、使用方法について一定の誓約を課しているところ、一旦閲覧メモが公開されてしまえば、その後のプライバシー情報の流通についてはコントロールが不可能であり、同法によるプライバシーの保護が有名無実化してしまうという問題点もある。

したがって、閲覧メモの公開は、住民への説明責任等の公益的要素を踏まえても認められないものとする。

3 共有範囲及び方法について（別紙委員会確認(1)、(2)、岩田委員(1)）

(1)共有範囲について

上記2(1)で述べたとおり、「千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動以外の目的には使用しない。」との誓約をした上で、閲覧を認められているから、委員会に限らず、千代田区議会で共有することは、法6条にも本件誓約にも反しないと考えられる。

(2)共有方法について

上記(1)のとおり、千代田区議会で共有することが法6条に違反しない以上、閲覧メモを閲覧させ、又は交付することも法6条に違反しないと考える。

もっとも、上記2(2)で述べたとおり、前科等を含む刑事事件に係る情報は、「人の名誉、信用に直接にかかわる事項」であり、流出すれば、裁判を受けた者だけでなく、閲覧メモに記載されている関係者も不利益を被る可能性がある。

したがって、千代田区議会としては閲覧メモの内容が流出しないための方策を実施する義務がある。

具体的には、閲覧メモの閲覧を行い、又は交付を受ける議員からは、本件誓約の内容を担保できる誓約、すなわち、「閲覧により知り得た事項に基づき千代田区議会で検討する等、議会・委員会における活動以外の目的には使用しない」こと、「閲覧により知り得た事項を公開せず、議員以外の第三者に伝えない」、「閲覧メモのコピーやスキャンをしない」ことなどを誓約する書面を取得すべきである。

また、閲覧メモについては流出のリスクを管理するために、千代田区議会庁舎内外への持ち出しを禁止することが考えられる。議会での検討のために庁舎外に持ち出す必要がある場合は、関係者の氏名をマスクングし、メモに固有の番号を付するなどの工夫が考えられる。

4 法的責任等について

(1)閲覧メモを用いた者の義務（別紙のぞわ委員）

閲覧メモを用いた者は、法6条に定められている義務を負う。

また、千代田区議会議長から委任を受けた千代田区議会議員が作成した誓約書をもって、閲覧メモを用いた議員個人が、同誓約書記載の誓約事項を遵守すべき義務を負うものではないが、上記3(2)のとおり、当該議員も同内容の誓約書を作成・提出した場合は、誓約事項を遵守すべき義務を負う。

(2)想定される法的責任（訴訟リスク）（別紙小枝委員(4)、岩田委員(5)）

議会の活動として行ったものであっても、法6条に違反する使用がされた場合あるいは議場内での名誉・プライバシー侵害がされた場合には、違法な行為となり、閲覧メモの公開等により権利侵害を受けた者（＝刑事処分を受けた元議員及び元職員のほか、閲覧メモに登場する関係者）から、名誉やプライバシー権侵害を理由とする損害賠償請求訴訟を提起されるリスクがある。

閲覧メモの違法な使用や議場内での名誉・プライバシー侵害が、議会の活動として行われたのであれば、公務員である議員が公権力の行使により違法に損害を加えたものとして、千代田区が国家賠償法1条に基づく損害賠償責任を負うことになる。この場合、当該議員に悪意又は重過失があった場合は、当該議員は区の求償権行使に応じる義務がある。

閲覧メモの違法な使用や名誉・プライバシー侵害が、議会の活動とは無関係に行われた場合には、議員個人が不法行為に基づく損害賠償責任を負うことになる。

以上

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会における 刑事確定訴訟記録閲覧結果のリーガルチェック項目一覧

※黄色部分は重複事項

委員会確認	<p>10月3日(金)に開催された再発防止特別委員会で弁護士に確認する事項として事務局から説明した項目</p> <p>(1) 閲覧メモを委員会で取り扱う場合、注意する事項は何か。どのような場合、刑事確定訴訟記録法第6条、「みだりに用いて」という部分に抵触するか。</p> <p>(2) 閲覧メモを委員会資料とする場合、公開情報としてよいか、マスキングは必要か、委員限りとした方がよいか。</p>
のざわ委員	<p>刑事確定記録の閲覧によって作成したメモを当該委員会で議論することには、どのような法律的・道義的責任が発生するか。</p>
小枝委員	<p>(1) 閲覧して作成した「記録」は「みだりに用いてはならない」の対象となるか。</p> <p>(2) 仮に委員に非公開で閲覧する形で「共有」した場合、その内容を委員が議会等の公の場で発言する場合には、当該発言は「みだりに用いてはならない」に該当するか。</p> <p>(3) 今回のケースは公益性が個人情報より上回ると考えるがどうか。議会として、区民への説明責任もあると考えるがどうか。</p> <p>(4) 議会の正当な活動として確定記録を活用する際に、想定される訴訟リスクがあるか。留意すべき点があるか。</p> <p>(5) 八田進二監修、日本公認不正検査士協会編「企業不正対応の実務 Q&A」によれば、「調査の客観性を確保するために・・・関係者は調査チームから外す必要がある。」と書かれている。千代田区では再発防止報告書をまとめた検討委員会の委員長である副区長は、談合のための懇談の席に同席していたこと、実務を担う政策経営部長が、事件の関係者としてのちに懲戒処分を受けている。千代田区における検討委員会の調査の客観性について問題があるという指摘は見当違いだろうか、客観的な見解を伺いたい。</p>
岩田委員	<p>(1) 委員に共有するとは、閲覧記録の写しを交付することか</p> <p>(2) そもそも閲覧して作成した『記録』は『みだりに用いてはならない』の対象となるのか</p> <p>(3) 仮に委員に非公開で閲覧する形で『共有』した場合、その内容を委員が議会等の公の場で発言する場合には、当該発言は『みだりに用いてはならない』に該当するのか</p> <p>(4) 今回のケースは公益性が個人情報より重要性が上回ると考えるが、どのように考えているか</p> <p>(5) 議会の正当な活動として刑事確定記録を活用する際に、想定される訴訟リスクがあるか、留意すべき点は何か</p> <p>(6) 『みだりに』についてのリーガルチェックを頂く際、署名入りの文書を頂くこと</p>